北九州市監査公表第25号平成19年8月1日

北九州市監査委員山柿勝利同大津雅司同城戸武光同山田征士郎

北九州市長から、包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類包括外部監査
- 2 選定した特定の事件

「北九州市の港湾事業について」、「北九州市の港湾事業の関連団体について」及び「北九州市の出資団体について」

- 3 監査の期間 平成18年6月13日から平成19年2月16日まで
- 4 監査公表の時期平成19年3月16日(平成19年監査公表第6号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1)北九州市の港湾事業について

監査の結果

措置状況

西海岸上屋7号の補修について(港湾空港局総務港営部港湾事務所

西海岸上屋7号は、平成15年から 未利用となっているため、天井に穴が 開いており雨漏りがしている状況にあ る。当該状況をそのまま放置しておく と、建物の劣化を早めるばかりでなく、 急な利用依頼が来ても即座に対応する ことが困難となる。現に、西海岸上屋 7号付近の倉庫は稼動している状況に あり、将来的に利用依頼が来ることは 否定できない。むしろ、当該状況を放 置しておくことは、管理を放棄し将来 的にも未利用であることを受け入れて いると解釈せざるを得ない。「地方財 政法」(昭和23年7月7日法律第1 09号)第8条においては財産の適切 な維持管理義務が規定されており、現 状では、「地方財政法」(昭和23年 7月7日法律第109号)第8条違反 となっている。電気系統の利用も可能 な状況にあるため、早急に天井の補修 をし、港湾空港局内で有効利用が出来 るように検討すべきである。

現在、西海岸7号上屋は、用具保管場所として活用しているが、利用申請に対応できるよう、今後必要な補修等を実施する。

イ 備品管理台帳の記載について

(港湾空港局総務港営部総務経営課)

北九州市港湾空港局では、備品管理 今後は、備品管理台帳において、物品を管理しているが、の記載を徹底する。

今後は、備品管理台帳への取得価格 の記載を徹底する。

この備品管理台帳を閲覧した結果、取 得価格が0円のものが多数散見され た。その理由について、 購入がかな り前のものは取得価格が台帳に記載さ れていないものがある、 所管換(他 局から譲りうけたもの)について、取 得先で取得価格が台帳に残っていない ものがある、ということであった。し かし、ここ2、3年で取得したもので 取得価格がゼロとして登録されてしま っている物もあるし、かなり前に取得 したものであっても、同時期に取得し た物品には取得価格が付されているも のもあり、古いから取得価格が記録さ れていなくても良いという理由にはな らない。また管理換による場合でも、 北九州市全体で考えれば取得先でも取 得価格を明確にしておく必要があるこ とからすれば、これまでの物品の管理 が不適切であったと判断せざるを得な 11.

北九州市の物品管理要領にもあるように、取得価格は物品の管理をする上で、重要な要素であり、物品管理要領の制定が昭和49年4月1日であることを考慮すれば、少なくとも昭和49年4月1日以降に取得した物品については取得価格まで明確にして適切に管理されるべきであったと判断する。

ウ 物品の管理状況について

(港湾空港局総務港営部総務経営課

措置状況

なお、過去に取得した備品については、現時点で調査しても把握不可能なものについては、記載金額を記入できないため、現時点での取得見込額を算定のうえ、特記事項の欄に記入した。

措置状況

「物品管理要領」の第1.1.(2)」 今後は年1回の照合を確実に実施す では、「台帳等関係帳簿を正確に整備 しておくこと」、同(3)では、「所 管に属する物品は、その用途にしたが い効率的に使用するとともに、常に関 係帳簿と照合・検査をしておくこと」 と規定されている。港湾空港局では、 この規定に基づき、少なくとも年に1 回は、備品管理台帳と現物との照合を 行っているとの回答を得たが、港湾空 港局で任意に抽出した物品の実物検査 の結果、現品と台帳の不一致(備品管 理台帳に記載があり、現品が無かった ものおよび、備品管理台帳に二重計上 されていたもの:13件、総額8,0 66,608円)や備品管理シールの ないもの(5件)が確認された。港湾 空港局が管理する物品も市の財産であ るため、適切に管理する必要がある。

るとともに、現物確認を徹底し、物品 管理の適正処理に努める。

エ 情報セキュリティー実施手順書等 の更新について

(港湾空港局総務港営部港営課)

港湾情報システムの運用管理にかか る規程については「情報セキュリティ 一実施手順書 (平成15年5月4日策 定)(以下「手順書」という)が存在す る。

港湾情報システムは平成16年度よ り委託業者に設置されるメインサーバ ー等の機器を使用して、港湾情報シス

今回の監査を受けて見直しを実施 し、平成18年12月に現状の業務実 態に即した管理運営が可能になるよ う、情報セキュリティ実施手順書を新 たに策定した。

特に障害発生時の連絡体制、ユーザーIDおよびパスワードの管理および 運用を具体的に定めた「港湾情報システム事務処理要領」の更新は、港湾情報システムの安全性を確保する体制を構築し、さらに管理運営責任の所在を明確化する上で重要といえる。

そこで、手順書において、適時の見 直し・更新の仕組みを明文化し、運用 管理形態の変更等が生じた際、速やか に手順書等の更新が行えるように事務 運用および事務引継ぎの徹底を行なう 必要がある。

ITにおける技術進歩は著しいものがあり、有効性、効率性および安全性を目的としてシステムまたは関係機器の入れ替え等を行うケースは多いと考えられるが、同時にそれに見合った管理運用手続を文書化により整備し、職

措置状況

員へ周知徹底していく必要がある。

オ <u>業務委託契約書および添付書類の</u> 整理保管について

(港湾空港局総務港営部港営課)

港湾情報システムの運用管理業務については北九州市より乙社に外部委託され、平成16年4月1日付で業務委託契約書が締結されている。

当該契約書の中において添付資料とされている業務実施要領があるが、当該要領は港湾情報システムの適正な運用管理を確保するために、乙のサービスレベルが具体的かつ詳細に記載されているものである。

しかし、契約締結時における当該要領の受領等について契約当時において受領漏れがあったのか、もしくは受領後紛失したのかについては原因が不明であるが、一部添付書類の整理保管状況に不備があり、現状、要領の内容が参照できない状況であった。

以上のように、契約書およびその添付書類の整理保管状況に不備があり、内容を参照できない場合は、委託先のサービスレベルや内部管理体制の把握と理解が不十分となるおそれがあり、委託者のシステムオーナーとしての管理監督権限の機能が十分に発揮されない可能性がある。

契約書締結に際しては、契約書のみならず、契約書に記載されている添付

今回の監査を受け、港湾情報システムの適正な運用管理が行えるように、 業務委託契約書及び港湾情報システム 運用・管理業務のアウトソーシング委 託業務実施要領を常用参照できるよう に整理保管した。

措置状況

書類の有無についての確認を徹底し、 契約に際して必要とされている全ての 書類が不足なく揃っていることを確認 し整理保管する必要がある。

カ <u>港湾情報システムの運用管理業務</u> の業務委託契約における再委託の承 認について

(港湾空港局総務港営部港営課)

業務委託契約書において第23条は、原則として再委託を禁止しており、 再委託を行う場合はあらかじめ書面に より委託者である甲の承認を受ける旨 の記載がなされている。

現状においては、受託業務の一部である港湾情報システムのアプリケーションの運用・保守にあたっては、子会社である丙社に業務を実施させているため、乙が丙にアプリケーションに関する運用・保守について再委託をしていると判断される。

しかし、第23条但書にある再委託 時の書面による甲の承認を受けていな いため、契約条項が遵守されていない こととなる。

再委託を行っているにもかかわらず、それが未承認となっている場合は、 委託者の関知し得ないところで北九州 市が管理すべき機密情報にかかわる者 が存在することとなり、それだけ情報 漏洩のリスクが高まることとなる。

北九州市においては、自らの有する

今回の監査を受け、再委託に係る承認願いを提出させた。また、委託先の業務従事者が業務遂行上知り得た秘密を外部に漏らさないことについて誓約書を提出させることとし、情報漏洩に対する取り組みを強化した。

措置状況

情報を知り得る者の範囲を把握すると いう情報資産管理や、北九州市の情報 の漏洩等を防止するという秘密保持と いう情報セキュリティーの観点から、 契約段階において、乙に対して再委託 の予定の有無の確認や契約後に乙が再 委託を行っていると判断される場合は 乙に事実確認を実施し、当該契約書に 明記されているとおり乙に承認書を提 出させ、承認を実施しておく必要があ る。

(2)北九州市の港湾事業の関連団体について

監査の結 果

措置状況

ア 北九州埠頭株式会社

(ア)取締役会の開催について

(北九州埠頭株式会社)

取締役会の開催は、旧商法第260 条第3項によると3ヵ月に1回は取締 役会を開催しなければならないことに なっている。北九州埠頭(株)では、 取締役会は決議事項がある都度の開催 となっており、3ヵ月に1回の取締役 会の開催はなされていない状況であり 、旧商法違反である。

平成19年度から、会社法(旧商法) の規定どおり3ヶ月に1回開催するこ ととし、第1回の取締役会を平成19 年5月30日に開催した。

(イ)退職給付引当金の設定について (北九州埠頭株式会社)

平成17年度末における貸借対照表 883千円であるが、現在の算定支給 率で再計算をしたところ2,001千

平成18年度末において、規定の支 上の退職給付引当金の計上額は、44/給率で計算し、累計額で満額引当計上 済である。

措置状況

円の引当不足となっている。

また、算定支給率自体は利益水準の 安定化を理由として、規定上の支給率 よりも低い支給率で期末要支給額を計 算している。そのため、規定上の支給 率によれば2,051千円が引当不足 となる。

よって、2,001千円と2,05 1 千円の合計4,052千円が退職給 付引当金の引当不足となっている。

イ 日明コンテナ埠頭株式会社

(ア)取締役会の開催について

(日明コンテナ埠頭株式会社)

取締役会の開催は、旧商法第260 条第3項によると3ヵ月に1回は取締 役会を開催しなければならないことに なっているが、日明コンテナ埠頭(株) では、取締役会は決議事項がある都度 の開催となっており、3ヵ月に1回の 取締役会の開催はなされていない状況 であり、旧商法違反である。

平成19年3月31日に日明埠頭 (株)は任意解散した。

(3)北九州市の出資団体について

ア 財団法人西日本産業貿易コンベン ション協会

査の結

果

(ア) 備品の実査について

監

(財団法人西日本産業貿易コンベ ンション協会)

(財)西日本産業貿易コンベンショ ン協会の経理規程(平成17年10月 │年6月末で「固定資産台帳」と現物と

固定資産の管理について、平成19

措置状況

措置状況

1日施行)第41条において「事務局 長は、毎年1回以上、物品のたないを 行い帳簿と照合しなければならなさい。 」と規定されているが、備品のまがが 行われていない状況にある。したがって、経理規程(平成17年10月1の 施行)第41条違反となっており、と を行う必要がある。

の照合を行った。

(イ) <u>不要備品の返納、廃棄について</u> (財団法人西日本産業貿易コンベ ンション協会)

この点、固定資産台帳を閲覧および 担当者からのヒアリングの結果、固定 資産台帳には設立当初(昭和51年) に購入した備品(カメラ等)が計上さ れているものの、実際には使用されて いない物、または現物があるか不明な 明らかに使用されていないワープロ、タイプライタースタンド等については、一部先行して整理した。残りの備品については、19年6月末で整理した。

監査の結果	措置状況
物が見受けられた。現状では、経理規	
程(平成17年10月1日施行)第3	
7、38条違反となっているので、す	
みやかに適正な処理を行われたい。	
イ 財団法人北九州市都市整備公社	
(ア) <u>物品の現物管理について</u>	
(財団法人北九州市都市整備公社	
)	
「財団法人北九州市都市整備公社経	たな卸しについては、文書で実施通
理規程」第54条によれば、「物品は毎	知や結果報告を行うように改め、平成
事業年度1回以上たな卸を行い帳簿と	18年度のたな卸し(平成19年3月
照合し、その結果を理事長に報告しな	末日)から実施済みである。
ければならない。」と規定されている。	
この点、毎事業年度1回以上たな卸を	
行い帳簿と照合はしているものの、理	
事長への報告が行われていない状況に	
あった。	
そのため、現状においては、「財団法	
人北九州市都市整備公社経理規程」第	
54条違反となっている。	
たな卸結果が組織の長に報告される	
ことにより、資産保全についての牽制	
にもなるので、今後は「財団法人北九	
州市都市整備公社経理規程」にしたが	
って、たな卸の結果は適時に理事長に	
報告されたい。	
ウ 財団法人九州ヒューマンメディア	
創造センター	
(ア) <u>(財)九州ヒューマンメディア</u>	
<u>創造センターの消費税の申告につ</u>	
<u>117</u>	

措置状況

(財団法人九州ヒューマンメディ ア創造センター)

平成17年度消費税の申告におい て、補助金収入(179,140千円) 告を過年度分も含め、平成19年2月 のうち、現申告では89,642千円 が使途不特定の特定収入に、89,4 97千円が特定収入以外に区分されて いる。この区分根拠は「予算書若しく は予算関係書類又は決算書若しくは決 算関係書類」で使途を明らかにするこ とが可能となっているが、頂いた予算 書等では補助金収入179,140千 円のうち予算書により使途が特定され ているものは76,574千円、うち、 人件費に使途が特定されているものが 64,961千円、課税仕入に使途が 特定されているもの11,613千円 となっており、予算書等の内容と整合 性がとれていない。

また、諸礼金(税理士顧問料・弁理 士報酬等)について、課税仕入である にもかかわらず課税対象外取引とされ ており、さらに、有価証券の取得(国 **債購入)が誤って課税取引とされてい** た。上記項目を修正した場合、再計算 の結果、平成17年度消費税は、2, 408千円の追加の納付金額が生じる ことになると考える。

なお、過年度においても同様の誤り が存在する可能性があるが、この件に 関し、(財)九州ヒューマンメディア創

指摘内容に沿って再計算した修正申 23日に八幡税務署に提出し、同月2 8日に追加納付税額を納付した。

監査の結果	措置状況
造センターにおいても消費税の修正申	
告の必要性を認識しており、早急に対	
応するとのことであった。	

- 6 監査の結果(意見)に基づく措置状況
- (1)北九州市の港湾事業について

措置状況

ア <u>翌年度債務負担を要する工事請負</u> の契約について

(港湾空港局整備部整備課)

しかし、事前承認等を待っていると 工事の契約や発注が遅れるため、本来 はありえない工程表を作成し、不適切 な工期で契約を締結するのは、地方公 共団体のあるべき姿として望ましいも のではない。

そもそも、短期間の工期で契約して

平成18年度の工事監査でも指摘を 受けており、本件については現在見直 しを実施し、適正な工期で工事の発注 を行っている。 しまえば、市議会の議決は必要ないが、 適正な工期については、市内部でのよいであるかりえない短期工期の工事のである事契クののいるがある。 通常ありえない短期工期のエックのからといれて厳格においてがあったといれる。 を当まれば、不適切に短期間のしまでのよいが承認が承認されています。 である工事契約があったといわざるを得ない。 もは、本のチェック、承認体制にも 問題があったといわざるを得ない。

地方自治法第213条、財政法第1 4条の3では、歳出予算の経費のうち、 その性質上または予算成立後の事由に 基づき年度内にその支出を終わらない 見込みのあるものについては、予算の 定めるところにより、翌年度に繰り越 して使用することができると規定して いる。

よって、予算を繰り越して使用する 工事については、事前に地方自治法第 2 1 3 条の手続と市議会の議決および 財政法第 4 3 条による財務大臣の承認 を得た上で、適正な工期で工事契約を 締結するのが望ましい。

また、再度の契約変更手続を前提とした契約手続は二重の事務処理負担を市と請負業者に負わせることになる。請負業者に対して不適正な資料作成を依頼していることにもなり、地方公共団体のあるべき姿として望ましいもの

措置状況

ではない。

なお、このような不適正な事務処理については、平成18年度の市の監査委員監査においても同様の指摘があった。今後とも適正な事務処理に努められたい。

イ <u>人件費の積算における賞与の見積</u> もりについて

(港湾空港局総務港営部港営課)

北九州市港湾施設管理運営業務委託のように、人件費の積算について、役職者別に毎月の給与と給与4.4ヵ月分の賞与、業務主任手当が見積もられている契約がある。

賞与として、給与の何か月分を支給するかは委託先の企業が決定することであり、北九州市が関与するところではないので、北九州市と同じ賞与を積算する必要はない。

予定価格は、入札(見積り)の公正性の維持、入札(見積り)価格の妥当性の判断基準として、契約規則に基づき設定するものであるが、この委託契約における賞与の積算にあたっては、標準的な人件費の指標として市の基準を用いたものである。

なお、意見の一日あたりの標準単価 についても、民間業者の給与体系が一 律なものではなく、多様な業務委託に

措置状況

そこで、港湾施設管理運営業務のような港湾事業にとって重要な業務を委託する場合には、複数の業者に相見積もりをとるなどして、給与と賞与を含めた、役職者別の標準単価を算定すべきである。

また、人件費の標準単価は一日当たりの単価に統一されるのが望ましい。 一日当たりの標準単価で全ての委託中で全での表達単価で全での表達単価で全での表達を表達を表達を表するのとは、北容のといるのである。それをいってもいるのである。というである。というでは、は、行いなると思われる。 対応する標準を類型化できるか等、十 分な検討が必要と思われるため、コスト削減の努力をすべきという本件意見 の趣旨に沿い、今後も適正な予定価格 積算に努めたい。

ウ <u>「起工及び支出負担行為、契約締</u> <u>結について(伺い)」の記載方法について</u>

(港湾空港局整備部整備課)

「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」において、工事請負に関する起工・決裁が行われ、これに基づき契約書類等その後の証憑が作成されることとなり、工事請負の起点となる重要な書類である。

しかし、「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」の起工及び支出担当課記載欄の履行期間、施工方法 (請負、委託)、前金払、中間前金払及 今後、ボールペンでの記入を徹底する。

また、起工決裁時における確認作業 を怠ることのないよう、関係職員への 指導を徹底する。

措置状況

び部分払の有無に関する各チェック項目のいずれかが鉛筆で記入されている ものがあった。

公文書であるという性質上、鉛筆書きによる記載は相応しくなく、各チェック項目をボールペンにて記入した上で、工事請負に関する決裁を受ける必要がある。

工 <u> 工事請負ファイル添付の写真への</u>日付の記載について

(港湾空港局整備部整備課)

各請負工事の案件ファイルを閲覧したところ、各工事案件の進捗を把握するために写真が綴られているが、綴られている写真に日付が記載されていない。

写真の撮影方法等は「北九州市土木 工事施工管理基準」により実施してお り、この基準に撮影日が必要である旨 の記載が無いものの、事後的に第三者 が見ても進捗状況を確認することが出 来るような措置として、写真に日付を 入れ何月何日の状況なのか確認できる ようにすることが望まれる。

オ <u>平成17年度「北九州市港湾施設</u> 管理運営業務委託」契約の事務費の 積算資料について

(港湾空港局総務港営部港営課)

管理運営補助業務(バース業務以外) の積算の人件費は、平成16年度と平 成17年度は同額であり、一般管理費 工事写真については、平成16年度から、全市的な取り組みとして、デジタルカメラで撮影された電子データでの納品が試行導入されている。

平成19年度からは、請負金額が1 千万円以上の工事を対象に導入され、 平成20年度以降はすべての工事につ いて電子データによる納品が完全導入 される。

この方法により、電子データの内容に撮影日も含まれることから、事後的に撮影日について確認できる状態となっている。

当該委託業務については、行財政改革の取り組みの一環として委託業務の 範囲や内容が順次拡大されてきたもの

監査の結果(意見)

は、人件費と物件費の合計金額の1 2%と5年間一度も変更されていない。物件費の内容も経費削減の努力が 目に見えない状況である。

よって、北九州埠頭(株)との委託 契約(特命随意契約)である「北九州 市港湾施設管理運営業務委託」の事務 費の内のバース業務を除いた管理運営 補助業務については、前年度ベースで はなく、あるいは、一律で12%では なく、詳細な積算に基づいた算定表が 必要と考える。

措置状況

である。よって、港湾施設管理業務に係る職員数の削減を伴っており、管理費全般においては、一定のコスト削減に寄与していると考える。

また、一般管理費率は、業者見積りに際しては、慣習として合理的な範囲で設定される性質のものであるが、予定価格の積算に当たっては、意見のとおり「詳細な積算に基づいた算定表」の必要性を認識しているため、今後局内で問題点の整理を行い、積算方法等を契約室と協議していきたい。

なお、平成19年度の契約に当たっては、委託先との協議を実施し、一般管理費の率を2%削減し、10%に見直した。

カ <u>平成17年度「北九州市港湾施設</u> <u>維持外業務委託」契約における予定</u> <u>価格について</u>

(港湾空港局総務港営部港湾事務所)

平成17年度「北九州市港湾施設維持外業務委託」積算表の物件費、産廃処理費、時間外作業、および外注費の4項目については、昨年度実績の金額であり、一般管理費は、各項目の合計に対して一律15%で計算されており、経費削減の努力が目に見えない状況である。

よって、北九州埠頭(株)との委託 契約である「北九州市港湾施設維持外 予定価格の積算に当たっては、人件 費は、現在の人員配置に合わせた積算 を行い、物件費は、クレーンのロープ 購入費など流動的で金額の高い要素も 含むことから、実績と予定を勘案した 積算としている。

また、技術的な業務が中心になっていることから、諸経費率は15%を採用している。

経費削減については、これまで、業

措置状況

業務委託」については、前年度ベースや、一律15%ではなく、詳細なる積算に基づいた予定価格が必要と考える。

務量に応じた人員配置等の協議により 達成してきたが、今後は客観的な業務 量積算の方法に加え、経費率の引き下 げについて検討し、更に努力していく。

キ <u>北九州埠頭(株)との各業務委託</u> 契約に係わる施設使用の無償許可に ついて

(港湾空港局総務港営部港営課、港 湾事務所)

北九州埠頭(株)との各業務委託契約の条文に「委託業務を実施するに「委託業務を実施するに「委託業務を実施するに「委託業務を実施する。と認める範囲の施設に「公要と認める範囲」のよりでは、「必要と認める範囲」のよりであれば、が要と認める範囲」の外の施設であれば、別途北九州市の強調のがある。とが望ましいと考える。

当該委託業務においては、必要と認める施設の範囲を仕様書に明示した。

また、今後も有償の施設供与は予定 しないので、平成19年度の契約から は、「一部施設については除く」とある 部分を削除した。

ク <u>日明コンテナ埠頭(株)との小倉</u> <u>コンテナターミナル施設運営業務委</u> <u>託契約について</u>

(港湾空港局総務港営部港湾事務 所)

平成17年度「小倉コンテナターミナル施設運営業務委託」の積算根拠である、「小倉コンテナターミナル施設運営業務委託必要人員」算定表の人員数の根拠となる年間処理件数および処理時間の数値が当初より変更されていな

平成19年4月1日から、小倉コンテナターミナルを小倉ROROターミナルに転換したため、今後、当該委託契約は実施しない。なお、受託先の日明埠頭(株)は平成19年3月31日に任意解散された。

措置状況

11.

「小倉コンテナターミナル施設運営 業務委託の要人員」算定表に関する。 第一次の運営および利用促進に関係等のの運営を理事務に関するとのののでででは、ののののでは、のののののののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでのでは、ののでのである。

なお日明コンテナ埠頭(株)の平成 18年3月31日現在の人員は、4名 (総務課長・経理係長・業務グループ マネージャー・業務グループマネージャー代理)および臨時社員1名の5名 である。

ケ <u>日明コンテナ埠頭(株)への港湾</u> 施設許可使用料の減免について

(港湾空港局総務港営部港営課)

日明コンテナ埠頭(株)は、北九州市からの小倉コンテナターミナル使用料の減免を受け、最終使用者に還元しているとはいえ当期純利益を計上し、法人税を支払っていることについては、利益剰余金がマイナスであること、日明コンテナ埠頭(株)が第3セクターでありながら独自の経営努力により

平成19年3月31日に日明埠頭 (株)は任意解散されたため、今後、 当該港湾施設使用料の減免は実施しな い。

措置状況

成果を出していること等を考慮しても 少なくとも日明コンテナ埠頭(株)が、 減免割合を低減しても当期純利益を計 上できるまでには、低減すべきであっ たと考える。

したがって、減免額の割合は個別案件ごと、北九州市の助役の決裁であることから、減免割合を50%から25%とし約9百万円程度の減免金額を削減させるべきであったと考える。

なお、北九州市は、最終使用者に対する減免の原資の一部を日明コンテナ埠頭(株)に負担させるべきものではなく、減免の実施は港湾施策上必要なものとして、行政の負担において実施すべきものと考えている。

コ <u>新門司マリーナ施設の運営につい</u> <u>て</u>

(港湾空港局総務港営部港営課)

平成3年に新門司マリーナ施設を設置した背景からは、現状はかなりかけい。現在の新門司マリーナ施設の運営主体である北九州埠頭(株)の新門司マリーナ事業部門は、グルウス(平成3年、建物取得費380円)の譲受金額(119百万円)の減額による減価償却を減少させても赤字である。

また、平成16年4月に新門司マリーナ施設の運営主体であった新門司マ

新門司マリーナは、市民に親しまれた公共性の高い施設であり、今後とも必要な施設であると考える。

ついては、監査意見のとおり、新門 司マリーナは赤字運営の状況であるため、今後、北九州埠頭(株)とも協力 して経営改善及び運営のあり方につい て検討する。

措置状況

リーナ(株)を清算し、北九州埠頭(株)に営業譲渡した結果、新門司マリーナ事業は、単独事業としては、表舞台から消え去った形になっているが、未だ営業譲受先の北九州埠頭(株)の新門司マリーナ事業部門は赤字部門であり、第3セクターの北九州埠頭(株)が赤字を負担する形態に変わったに過ぎないのが現在の状況である。

よって、北九州市が新門司マリーナ 施設を公益性の観点から今後とも必要 と考えるならば、新門司マリーナ施設 の運営主体である第3セクターの北九 州埠頭(株)の営業努力は当然である が、北九州市においてもクラブハウス の取得等抜本的な対策が必要と考え る。

サ 新門司マリーナ施設使用料の減免 率の根拠について

(港湾空港局総務港営部港営課)

減免の適否及び減免率の決定については、北九州埠頭(株)の経営状況や新門司マリーナ部門の収支状況等を踏まえて、総合的に判断してきた。

なお、今後の減免率の決定方法につ いては、監査意見を考慮し検討する。

措置状況

よって、平成17年度の売上粗利益 率47%で試算すると2,754千円 の減免となり、減免率は23%となる。

シ 未売却地の早期売却又は用途変更 について

(港湾空港局営業部立地促進課)

平成17年度末の各臨海土地造成事業とも未売却地を有しており、特に大型臨海土地造成事業である新門司2期地区及び響灘東地区において、新門司2期地区では竣工面積の41.6%、響灘東地区では15.4%と相当規模の未売却地を抱えている状況にある。

臨海土地造成事業に係る市債の償還 原資は基本的には竣工済土地の売却収 入であり、竣工済土地の売却が進捗し なければ償還予定時期に必要額の借換 債の発行が必要となり、さらなる利払 負担が増加することとなる。

北九州市の財政の健全化のために、 未売却地の早期売却又は賃貸などによる収入増加策も現状以上に進める必要 があると考える。検討されたい。

ス 新規埋立事業について

(港湾空港局整備部計画課)

北九州市は、企業誘致のための臨海部における分譲地の埋立事業を実施しているが、現状における臨海土地造成事業については、バブル崩壊後の民間設備投資意欲の減退により、竣工済土地の売却が進んでおらず、相当規模で

港湾空港局では、平成16年度設置の港湾経営のあり方検討委員会の提言を受け、平成17年度から臨海部産業用地貸付制度を導入し、売却のみならず賃貸による立地を推進している。

また、平成17年4月から大幅な人 員増による体制強化を図り、積極的な 営業活動を展開している。

今後も、これまで以上に、効果的な 土地情報の発信・立地希望企業情報の 収集に努めるとともに、さらに営業活 動を強化して売却及び賃貸による企業 立地を推進していく。

現在、新規の臨海部土地造成事業は計画していない。今後は、分譲地の売却状況を十分考慮したうえで、事業を行いたい。

措置状況

の未売却地を抱えている状況にある。

臨海土地造成事業については、未売 却地を抱えている現状から考えれば、 未売却地の売却促進をはじめ効果的な 竣工済土地の利用や活用に取組むこと が先決であり、今後当分の間、新たな 臨海土地造成事業は行うべきでないと 考える。

なお、北九州市では、現在のところ 新規の臨海土地造成事業は計画してい ない。

セ <u>竣工済土地の販売価格の決定に当</u> っての原価計算の必要性について

(港湾空港局総務港営部総務経営 課、営業部立地促進課)

しかしながら、埋立造成のための建設事業費は市債を財源として行われ、 埋立完了後の竣工済土地の売却収入で 公有財産の売却に当たっては、北九州市財産条例に基づき適正な事務処理 を実施しているところである。

販売価格については、平成10年度 以降、時価売却方式を採用しており、 価格決定に際し原価計算は考慮されて いない状況である。

しかしながら、意見にあるとおり、 原価計算と販売価格の乖離状況を把握 する必要があるので、今後、整理検討 し、港湾特会の経営改善を図りたい。

措置状況

元利償還等を行うことが原則とされているが、現状の臨海土地造成事業の内、新門司 2 期地区及び流力浦地区及び流力 8 年度の販売価格での取売価格での販売価格での利益を発表を表するでいる。 1 本の関係を行うことが原則とされている。 1 本の関係を行うことが原則とされている。 2 期地区及び原元価格での販売価格での販売価格での利益を考えるのには残えたのでのでは、 1 は、平成18年度の販売価格での表表でいる。 2 本の関係を行うことがあるものと考える。 2 本の関係を行うことが原則とがあるものと考える。 2 本の関係を行うことが原則とが原価を表示でいる。 2 本の関係を行うことが原則とが原価を表示でいる。 2 本の関係を行うことが原則とが原理を行うことが原理を行うことが原理を行うことが原理を行うことが原理を行うにより、 3 本の関係を行うことが原則とあるが原則とが原理を行うことが原理を行うことが原理を行うことが原理を行うことが原理を行うことが原理を行うによります。 3 本の関係を行うことが原則といいます。 4 本の関係を行うことが原則といいます。 4 本の関係を行うことが原則といいます。 4 本の関係を行うことが原則といいます。 4 本の関係を行うによるのと考える。 4 本の関係を行うと考える。 4 本のと考える。

ソ <u>埋立事業に対する一般財源の投入</u> について

(港湾空港局営業部立地促進課、整 備部計画課)

本来、埋立事業の基本的な事業手法 は、市債を財源として整備し、元利償 還は分譲土地の売却収入で賄うことが 原則である。しかしながら、北九州市 港湾空港局の臨海土地造成事業全体の 状況を見ると、現時点で全ての分譲土 地が売却できたとしても、臨海土地 成事業の市債の全てを償還することが 出来ない状況となっている。

このように、現在の資産価値で償還費が賄えない状況の中では、制度上は長期の借入を可能とした市債の借換えについても、いたずらに将来の金利負担の増加を招くことにほかならず、行うべきではない。

埋立事業は、本市の産業インフラ整備を通じて、経済活性化を図るために不可欠であり、財源である市債を売却収入で償還していくという原則を念頭に置き、実施してきた。

地価下落や民間設備投資の停滞の中で、分譲地売却に全力を上げるとともに、平成17年度には「臨海部産業用地貸付制度」を導入してきたが、現状では、売却収入で市債を全て償還できない状況となっている。

また、現時点で、新たな分譲地の埋立事業は計画しておらず、現在の造成地区も数年中に竣工することからも、同事業の今後のあり方を検討すること

抜本的には一般会計からの資金投入 を行なうことによって、市債を早期に 償還し、利息負担を軽減することがで きる。

しかしながら、一般会計から資金を 投入することになれば、市民の税金を 投入することになり、これまでの一般 会計からの資金投入のない事業手法を 改めることになるのであるから、その 原因を明確にし、市民に説明する責任 が北九州市にはあるはずである。

タ 市債台帳の借換情報の整備につい て

(財政局財務部財政課)

竣工済土地の原価計算を行うに当っては、臨海土地造成事業に係る市債の埋立開始よりの起債の利払額を算出する必要がある。そのためには当該市の借換情報が整備される必要がある地では、借換回数では、ではいるものの、その記載も十分でもしばいる。市債があると考える。

なお、原価計算に必要な付加的な情報は、各特別会計所管局において必要に応じて管理している。市債の基礎情報は、所管局の求めに応じて財政課から提供するので特別会計所管局において整備することが妥当と考える。

チ 港湾空港局としての未利用施設、

措置状況

が、喫緊の課題であると認識している。 このような現状を踏まえ、分譲地の 売却促進を図るとともに、造成地区の 中で公共使用している公園や道路など の適正化や一般会計と特別会計との経 費区分の見直しなどにより、収支の改 善を図りたい。

同時に、埋立事業だけでなく、同事業を包含する港湾整備特別会計全体のあり方について検討していきたい。

市債台帳は、現在の市債の償還管理のために導入しており、償還に必要な情報は整備されている。原価計算に必要な付加的な情報については各特別会計所管局において必要に応じて管理している。市債の借換情報については、所管局の求めに応じて提供する。

措置状況

低利用施設の取り組みについて

(港湾空港局総務港営部港営課)

港湾空港局においては、低利用施設、 未利用施設と3件あり、また、過になってはなり、また、過じた、まりの 4件ありよりなる。 4件ありによりなる。現 4件を設となる。現 4件を設となる。 4件ではよりなる。 5年であれていた。 5年である。 6年である。 6年での。 6年で

これらの低利用施設、未利用施設の情報については、全市的に低利用施設、未利用施設の情報を提供し、全市的な立場から積極的に有効利用を模索されたい。

また未利用施設・低利用施設を増やさないことも重要なので、将来的に低利用施設、未利用施設となることが予想される施設についても、責任者に定期的に報告を行い、場合によっては全市的に情報を提供することを含めて、港湾空港局全体の課題として有効利用を積極的に図られたい。

ツ <u>PCB廃棄物の保管状況について</u> (港湾空港局総務港営部港湾事務所)

PCB廃棄物は西海岸2号A上屋内

低利用施設・未利用施設の有効利用については、利用率の向上、集約や利用転換等の検討を行い、実現可能な施設から順次、有効利用に取り組んでいる。

検討にあたっては、実効性のある集 約や利用転換等を行うため、港湾管理 者、港運協会や施設利用者で構成する 港湾施設集約化検討協議会(平成17 年6月設置)での検討も行っている。

また、港湾関係事業と都市関係事業 との連携を図り、全市的な立場からも 臨海部空間の有効利用に取り組んでい る。

今後も将来的に低利用施設、未利用施設となることが予想される施設も含めて定期的な報告を行い、全市的なニーズも考慮しながら更なる有効利用を図ってまいりたい。

平成19年1月23日に環境局の江

措置状況

川中継所(八幡西区のPCB処理前保

部の一つの部屋に保管されているが、 西海岸2号A上屋は昭和13年に建設 された古い建物であり、このように老 朽化した建物内においてPCB廃棄物 を管理するのはふさわしくない。確か に、保管庫の扉は無断で立ち入ること ができないように鉄製の扉が新設され ており施錠されているが、保管庫内部 は、PCB廃棄物を保管するために特 別に整備されているわけではなく、床 や壁は建設当時のままの状態であっ た。そのため、保管庫の奥には隙間が できており、ねずみ等の害獣が保管庫 内に生息するおそれがある。「廃棄物の 処理及び清掃に関する法律施行規則」 第8条では、飛散、流出、地下浸透を 防止するために必要な措置を講ずるこ と、ねずみが生息し、および蚊、ハエ その他の害虫が発生しないようにする ことと定められており、現状では当該 基準を十分満たしているとは言いがた い。PCB廃棄物を保管するために、 床や壁の補強等の整備あるいは、他の 場所への移設を検討することが求めら れる。

管施設)へ移設済である。

なお、北九州市は、平成19年1月 23日に環境局の江川中継所(八幡西 区のPCB処理前保管施設)へ移設済 である。

テ PCB廃棄物保管に対する近隣住 民、観光客への注意喚起について

措置状況

(港湾空港局総務港営部港湾事務所)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律施行規則」第9条によれば、見えや すい箇所にその旨を記載した掲示板を 設置することと規定されている。この 点、建物内部の保管庫の扉にその旨の 掲示がしてあるが、建物の外周には、 建物内部にPCB廃棄物が保管されて いる旨の掲示板がなかった。これでは、 普段は上屋の扉は施錠されているた め、上屋の外からは建物内部にPCB 廃棄物が保管されていることを知りう ることができない状況にあった。既に 平成19年1月23日に環境局の江川 中継所(八幡西区のPCB処理前保管 施設)へ移設済であるが、近隣の住民、 観光客へ注意を喚起するためにも、建 物の外部にPCB廃棄物が保管されて いる旨の掲示を行うべきであった。

平成19年1月23日に環境局の江川中継所(八幡西区のPCB処理前保管施設)へ移設済である。

なお、江川中継所では、規則どおり 掲示板を設置している。

ト <u>火災保険等の付保状況について</u> (港湾空港局総務港営部港営課)

現状では、(A)上屋及び港湾管理事務所、(B)木造又は鉄骨スレート構造を有するもの、(C)昭和40年代以前に建造されたものという基準を満たす施設について火災保険を付保している。そのため、(C)の基準により昭和40年代以降に建設された建物について火災保険が付保されていないものが見受けられた。

火災保険の付保については、法的義務を負う制度ではないので、実質的な効果等にも配慮のうえ弾力的に運用しており、施設維持管理の観点において、必要な範囲で適切な保険付保を行っていると考える。

現状では、昭和40年代以降に建設された建物については、他市に先駆けて導入した施設や、本市独自の港湾施

設であるなど、港湾施設として特別といえるものはないとの認識であり、今後も火災保険を付保する予定はないが、歴史的重要性などの文化財的な価値判断は客観的に行う必要があると考える。

措置状況

建物の適切な管理という観点からは、建造時期という基準で付保状況を決めるのは妥当ではなく、建造時期とかかわらず火災保険を付保する必要になって、上記の基準にごがある。したがって、上記の基準にごがあるともをとも歴史上重要であると考えられる建物、再調達金額に重要は、保険の加入を検討すべきである。

なお、意見に挙げられる歴史上重要な建物や再調達金額に重要性がある建物へは、保険付保済みとなっている。

ナ 耐震構造の対策について

(港湾空港局総務港営部港営課)

港湾空港局においては、耐震構造の 対策について、平成17年度までに耐 震補強を目的とした特別な事業を行っ た事例は無く、職員による日々の目視 により確認することで対応している。 確かに日々の現場調査は重要である が、専門家ではない職員が目視だけで 確認するだけでは、施設の耐震につい て万全な対応をとっているとは言い難 い。また、施設維持管理の予算自体が 縮減する傾向の中、耐震補強を目的と した事業を始めることは困難な状況に あるとは思われるが、地震は予期せず 起きうる災害であるため、事前の対策 が肝要となる。「地方財政法」第8条で 規定されているように施設を「常に良 好の状態においてこれを管理」する義 務があるため、早めに専門業者による 調査を実施し、不備が発見された施設

港湾空港局では、維持補修費の執行にあたっては、料金徴収を行う施設の管理上、現に利用のある施設で不具合の生じているものを優先的に対応し、耐震対策としては、日常の点検業務の範囲において不良箇所の把握を行わざるを得ないのが現状である。

しかしながら、地震は予期せず発生 するものであるから、今回の意見を踏 まえ、局全体の課題として認識し、必 要な財源措置を検討する。

措置状況

については補強等の対策を講じる必要がある。また港湾施設は北九州市のみの責任で維持管理されるべきものではない。県や国とも協力して、耐震構造の対策は行なわれなければならない。

二 物品の照合・検査の規定について (会計室)

照合・検査結果の報告に関して当局へ質問したところ、「備品管理台帳」の修正を行い、その結果を備品の管理を行うこちに書いるとの回答を得た。それなら質しているとの回答を発見された帳理している。とは美報の差異については差異発生の理事務の指導統括を行う市長に提出す

物品管理者(所属長)は備品管理台帳と現品との照合・検査を毎年度末におこない、その結果を会計室に報告するよう、物品管理要領の改正(平成19年4月1日付)をおこなった。

措置状況

べきである。

物品の照合・検査が適切に行われる ように規定を設けられたい。

ヌ 監視カメラシステムについて

(港湾空港局総務港営部港営課)

北九州市港湾空港局の港営課の備品管理台帳で管理されている監視カメラシステムはシステム一式で、700,520千円の多額の取得価格で登録されている。

しかし、当該システムは「監視カメテム」「制御システム」「利加利の「利力」「制御システム」「制御システム」「制御システム」「制御システム」「制御システム」「制御システム」「制御システム」「加利のアムをは、またることは、またるとは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またるとは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またる。はなることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またることは、またるとは、またることは、またるとは、またるとは、またる。とはなることは、またるとは、またるとは、またるとはなる。はなることは、またるとはなる。はなることはなる。はなることはなる。はなる

意見を受け、システムを構成する機 種毎に備品管理台帳へ記載した。

ネ <u>北九州港 P R 用映画フィルムの保</u> 存について

(港湾空港局営業部物流振興課)

港湾空港局物流振興課の物品管理台帳を監査したところ、北九州港のPR映画フィルムの記載(9点、総額24,401千円)があった。現物との照合を行い現物の存在は確認できたが、倉庫の中にダンボールに詰められ保存され

意見のとおりであり、北九州港PR 用映画フィルムについては、北九州市 立自然史・歴史博物館と協議して、同 館歴史収蔵庫において保存することと し、平成19年1月10日に移管した。

措置状況

ていた。当該PR映画フィルムは北九州港の顧客誘致のために製作されたものであるが、製作されてからかなりの時期を経過しており、また、DVD等のメディアが発達してきた現在では、全く利用していないとの回答を得た。

利用していないのであれば廃棄することも考えられるが、北九州港の発展の歴史的な背景等を記録した貴重な資料である。そのため、ただ保存するにしても倉庫の中で管理するとカビの発生により利用できなくなるおそれがあり、適切に保存することが望ましい。

また、歴史的な資料であるため、博物館で保存することも検討しなければならない。

なお、北九州港PR用映画フィルムについては、北九州市立自然史・歴史博物館の学芸員と協議して、同館歴史収蔵庫において保存することになり、平成19年1月10日に移管した。

ノ リース資産の管理について

(港湾空港局総務港営部総務経営 課)

港湾空港局においては、パソコン、 庁舎内電話設備及び植木(観葉植物) に関してリース契約が締結されてお り、これらの資産はリース資産として 管理台帳により管理を行うべきである と考えられる。このため、これらのリ ース契約につき管理台帳を作成すべき 総務市民局情報政策室でリース契約の事務処理を行ったパソコンについては、港湾空港局の所管外であるが、港湾空港局でリース契約の事務処理を行った物件については、今後の契約更新時に、対象物件の個数・設置箇所・機能等を契約書に明記し、リース物品の

措置状況

であるが、現状では管理台帳を作成していない。

リース契約は長期間にわたるものが 多いと考えられ、公有財産、供用備品 と同様に管理の必要がある。特定の課 では少数でも、北九州市全体にはリー ス資産が多数あるものと考えられる。

また、リース資産も使用のために保管する動産と考えれば物品管理台帳を作成し、適切に記載する必要があると考える。

ハ <u>公有財産管理システムの整備状況</u> について

(財政局財務部財産活用推進課)

公有財産管理システムのデータを閲覧すると、取得金額、登記事項、火災保険番号といった事項が入力されていないものが多数見受けられた。北九州市の「公有財産記録管理事務の処理要領」(平成元年10月)において、これらの事項は登載必須事項となっていないため、記載されていなくても規則違反とはならない。

しかし、取得価格や登記事項の有無については、企業会計の立場からは基本的な情報であり、今後北九州市の会計制度にとっても必要な事項となりうる情報である。現状では、北九州市の「公有財産記録管理事務の処理要領」(平成元年10月)において、これらの事項は登載必須事項となっていない

管理を徹底する。

取得価格については、「北九州市公 有財産管理規則第36条」により、新 たに台帳登載する場合は取得価格を登 載するように指導している。

しかし、港湾空港局の埋立特別会計のように取得価格の取扱いに検討を要する事例がある。また、過去からの経緯により取得価格が不明な事例も多い。

「取得価格等を記録することを今後 義務付ける」ためには、これらの事例 の取扱いについて検討していく必要が ある。

今後、公有財産管理システムの改修 とあわせて、入力事項及び入力方法を 検討して行く予定である。

措置状況

ので、登載必須事項として取得価格や 登記事項の有無を記録することを今後 義務付けるべきである。

と公有財産管理システム登載項目について

(財政局財務部財産活用推進課)

公有財産管理システムに登載必須事項以外の項目(評価金額、評価単価、用途地域コード、建ペい率、容積率、取得事由コード、取得年月日、取得単価)について、登載状況がばらばらとなっており台帳としての整合性が図られていない状況にある。

よって、登載必須項目以外の項目については、将来的にはパッケージソフトを修正し不要項目を削除されたい。 当面における登載項目の徹底については、すでに当局は各部署に通達を出すなどの対応を一部実施しているが、登載項目を統一するための更なる対応が必要である。

また、火災保険番号等のように付保 状況を一元的に管理することができる ため公有財産管理システムに登載する ことは有用である項目もある。そのた め、パッケージソフトを修正する際は、 登載必須項目以外を一律に削除若しく は、登載不要との判断はせず、管理上 必要と思われる項目の取捨選択を検討 することが望まれる。 公有財産管理システムのパッケージ ソフトの導入時には、費用対効果等の 面から不要項目の削除が困難であっ た。

また、公有財産管理システムの登載 項目の見直しにあたっては、個人情報 の取扱や異動の定義付などの緊急性の 高い案件や基本的な案件から優先的に 取り組んできた。

当課としては、これからは不要項目の削除について取り組んで行きたいところであるが、現在、情報政策室による現行のシステム全体の再編計画により、個別のシステム改修ができない状況にある。

今後は、情報政策室による「市情報 システム再構築事業」にそって、「公 有財産管理システム」の改修を検討し ていく予定である。

従って、当面の登載事項の適正化については、操作マニュアルの改訂や研修を行うことにより徹底して行きたい。

フ 港湾台帳について

措置状況

(港湾空港局総務港営部港営課)

地方自治法に基づく行政財産は、公共用財産と公用財産があるが、港湾法の担定されていないが、港湾法の趣旨から、港湾台帳には公共用財産のみがら、港湾台帳に一部、公用財産と考えられる施設が記載されていると思われるので、港湾台帳の見直しが必要と考える。

港湾台帳について、登録財産を一定の基準のもとに再度整理し、その中で登録不要と判断されるものについては、次回の港湾台帳更新時期に見直しを図りたい。

へ <u>港湾施設単位での会計管理の必要</u> 性について

(港湾空港局総務港営部港営課)

現状、北九州市では港湾施設ごとの 予算、決算を行うことをしておらず、 収入や支出管理の一連の事務(財務会 計システム)は、収入および支出項目 を集計の基礎とする処理体系となって おり、個々の施設ごとの管理を行うよ うに構築されていない。

港湾施設単位での会計管理を実施することにより、今後の施設の利用状況の改善および施設からの撤退等のを設定に有用な情報を入手することがであるとともに、港湾施設単位での予しなるとともに、港湾施設単位での計画の進行度、達成可能・不可能を管理・判断し、計画の見直しが必要となる場合は遅滞無く利害関係者にその情報提供を実施することが出来る。

今後、北九州港は、西日本地域にお

監査意見では、港湾施設単位での予算と決算の比較分析が可能となるように財務会計システムの改善を検討されたいとのことである。

しかしながら、現行の地方自治法の 規定に基づく予算、決算の調製の目的 は、事業の進捗や目標の到達度などと いった個別事務事業の評価の視点とは 必ずしも相容れるものではないため、 別途、個々の事業評価について目的や 内容に応じた指標を設けることが必要 と考える。

なお、現在、使用料収入や施設利用率の把握の必要性から、施設ごとに管理・分析を行なっており、低利用・未利用施設の集約等の取り組みなどの基礎資料として活用しているところである。

措置状況

ホ <u>社団法人北九州港振興協会の駐車</u> 場運営について

(港湾空港局総務港営部総務経営 課)

よって、北九州市が、行政財産の目 的外使用あるいは普通財産であっても 社団法人北九州港振興協会において 管理する西海岸地区の駐車場は、門司 港レトロ地区の駐車場不足から生じた 青空駐車等の問題解決のため、港湾空 港局の遊休地を活用したものである。

現在、レトロ地区における港湾関係の従業員や観光客の利用により、利用率が高い状況からも必要な施設である。

よって、今後も、社団法人北九州港振興協会は、北九州港の振興、PRに関し大きく貢献している団体であるため、使用申請があれば使用許可を行うものである。

また、「補助金等で対応すべきと考える」という意見については、この駐車

措置状況

社団法人北九州港振興協会からの使用申請があれば、使用許可を与えなければ、使用許可を与えなれば、北九州市であれば、北九州市であれば、北九州市である。本社団法人は東場のは北九州市ではないと考える。は駐車場用地の使用許可・貸付の申請をすべきと考える。議し、補助金等で対応すべきと考える。

なお、北九州市の見解は、社団法人 北九州港振興協会の活動は北九州港の 振興・PRに大きく貢献しているもの であり、この状況を維持していきたい とのことであった。 場収入によって、社団法人北九州港振 興協会の運営が、補助金にすべてを依 存することなく自立的に行われ、北九 州港の振興・PRに大きく貢献してい ることから、この状況を維持できる限 りは、ご指摘のことを考慮・検討しつ つも、継続していきたいと考えている。

なお、駐車場利用は暫定的なものであるため、港湾空港局が利用することになった場合は、直ちにこれを返還する条件付としている。

(2)北九州市の港湾事業の関連団体について

監査の結果(意見)

措置状況

ア 北九州埠頭株式会社

(ア) <u>常勤役員(有給)の員数につい</u> て

(北九州埠頭株式会社)

北九州埠頭(株)の常勤役員(有給) 2名は、いずれも市の退職者であるが、 過去から通年では1名であること、営 業収入の北九州市からの委託事業等が 約9割を占めていること、北九州市の 外郭団体であることを考え併せると常 勤役員(有給)は1名で足りると考え る。したがって役員の1名分5,69

常勤役員数(有給)については、

- ・新規事業である「リサイクルポート 事業」や「小口貨物積替円滑化支援 施設整備事業」に取り組んでおり、 従来にも増して経営判断を要する案 件が発生していること
- ・「新門司マリーナ事業」など既存事 業についても経営改善を検討してお

措置状況

2千円の役員報酬が、削減できると考える。

- り、市をはじめ株主各社や取引先と の調整業務が予想されること
- ・常勤役員である代表取締役社長の非常勤化を検討しているが、役員としての判断を要する業務が増加していることから、当面は現行の2名体制を維持するが、常勤役員数(有給)の削減については、検討すべき問題であると認識している。

(イ)<u>規則の整備について</u>

(北九州埠頭株式会社)

今後、当社が独自の規則を整備する 必要性について検討し、必要性があれ ば関係先と協議したい。

(ウ) 新門司マリーナ事業の運営について

(北九州埠頭株式会社)

平成16年4月に北九州埠頭(株)が、新門司マリーナ事業を引継いでいるが、営業努力も目に見える形で、行われている訳でなく、結果的に新門司

平成19年度から、業務委託料を一律2%引き下げることでC社と契約を締結した。

これにより、営業利益の面で改善で

措置状況

マリーナ事業の経営状態は赤字続きであり、引継ぐ前と何ら変わらず推移している。

したがって、北九州埠頭(株)が新門司マリーナ事業を引継いでいる理由は現状見当たらない。

よって、C社の業務委託料の引き下 げ等の改善策の検討が必要と考える。 きる見込みである。

(エ) <u>北九州埠頭(株)とC社との施</u> 設賃貸借契約について

(北九州埠頭株式会社)

クラブハウスの一部を賃借してレストランを運営しているB社と、C社が引継ぐ前の会社であるD社との施設賃貸借契約があるが、北九州埠頭(株)とC社との施設賃貸借契約の条文には、B社に転貸できるとの条項あるいは、覚書がなく、賃貸借契約に問題があると考える。

また、現時点においてもB社との契約先はD社であり、早急にD社から業務を引き継いでいるC社へと変更すべきと考える。

平成19年度から、当社とレストランを運営しているB社との間で施設賃貸借契約を締結した。

(オ)外部委託契約について

(北九州埠頭株式会社)

平成17年度、北九州埠頭(株)は、ガントリークレーン等補修塗装業務委託について、一般競争入札を2社によって実施しているが、北九州埠頭(株)契約規則ではなるべく5社となっている。一般競争入札の透明性の確保の観

平成19年度から、入札会社は3社以上とし、入札に関する伺書の決裁日及び見積書の日付の記載について、確認を徹底した。

措置状況

点から、北九州埠頭(株)契約規則に 則り、少なくとも入札会社は3社以上 必要と考える。同様に、透明性の確保 する観点から一般競争入札の伺書に は、決裁日の記載が必要であり、入札 会社の見積書には一般競争応札日の日 付の記載が必要と考える。

(カ)<u>駐車場管理委託契約について</u> (北九州埠頭株式会社)

北九州埠頭(株)は、北九州市より 普通財産の一時貸付承認(3ヵ月毎、 若松区久岐の浜)を受け、E社に駐車 場として管理を委託している。

北九州市より普通財産の一時貸付に 記は、3ヵ月単位に行われて記載を記載である。 野車はに行われて記載を記載である。 野車場では、1年間の監査を記載である。 では、1年間のでは、1年間のではではではではではではではではではできます。ではではできます。のではいるではではできます。のではいるではではできます。 野車場では、1年のではいいでは、ではではできます。 野車場では、1年のではいいでは、ではできます。 野車場では、1年のでは、ではいいでは、ではいいでは、ではいいでは、1年のでは、1

なお、北九州埠頭(株)は平成18年11月1日付で請求書1台当たりの管理料(600円)についてE社と覚書を作成している。

(キ)固定資産の管理方法および規程

駐車場管理委託契約期間について、 北九州市の普通財産貸付承認期間である3ヶ月単位に変更する覚書を、平成19年度当初にE社と締結した。

措置状況

について

(北九州埠頭株式会社)

平成 1 9 年度中に固定資産管理規程 及び管理基準を作成し、固定資産の適 切な管理を実施する。

(ク)<u>タクシーチケットの管理状況に</u> ついて

(北九州埠頭株式会社)

平成19年度から、タクシーの使用については、業務上の一般使用は廃止し、緊急対応時のみ使用することとした。併せて、タクシーチケットの使用については、管理簿を作成し、タクシーチケットの振り出し担当者以外の者が使用確認及び管理を行うこととした。

措置状況

整備する必要がある。

- イ 日明コンテナ埠頭株式会社
- (ア)<u>固定資産の管理方法および規程</u> について

(日明コンテナ埠頭株式会社)

平成19年3月31日に日明埠頭(株)は任意解散した。

- ウ ひびき灘開発株式会社
- (ア)<u>土地</u>分譲事業について
 - (ひびき灘開発株式会社)

現状は廃棄物処理収入により会社の 経営は安定しているものの、2号地の 廃棄物処理埋立は平成20年度までに 3号地は平成26年度までに完了する というタイムスケジュールがあり、よる 長期のにはリサイクルの浸透による 廃棄物処理量の減少傾向を考える状況が会社の 接地の販売状況が会社の経営状況の 大きな鍵を握っており、平成16年3 月分譲開始後、平成17年度末現在で 販売予定面積の2.4%しか売却され 分譲地の活用を図るため、平成18 年8月に物流倉庫を建設し、同年9月 から倉庫の賃貸を開始した。またすの賃貸を開始した。対応を開始した。対応を開始した。対応を開始した。対応を開始した。対応を明めるの土地の土地に対いては当社の土地分譲や土地賃貸もおります。と思われる。

ておらず、当面、1号地の早期売却を 今後は、

当然に、早期売却することで金利負担も減少することとなる。

進める必要があると考える。

なお、売却が進まない場合には分譲 予定地の賃貸用地への用途変更等を考 慮する必要があると考える。

エ ひびきコンテナターミナル株式会 社

(ア)<u>ひびきコンテナターミナル(株)</u> の不測の事態について

> (ひびきコンテナターミナル株式 会社)

ひびきコンテナターミナル(株)の 平成18年度の業績が現状の見込みどおり、貨物取扱量は28,722TE U(計画比68.8%)、売上高212, 851千円(計画比67.0%)・当期 純損失945,239千円(計画比67.0%)・当時 14.5%)であれば、「合弁会社の 出資及であれば、「合弁会社の 出資及であれば、「合弁会社の 出資及であれば、「合弁会社の 出資及であれば、「合弁会社の 出資及であれば、「合弁会社の 出資及であれば、「合弁会社の 出資な事業協定」の 類が、資本金及び株主融資元本の出 資格を超過する合理的可能と 額の80%を超過する合理的可能と 額の80%を超過し、「事業協定」第87 条の不測の事態に該当する と判断せざるを得ない。

よって、北九州市においても抜本的 な対応策として業態をターミナルオペ レーター業務から荷役機械等の保有お よび貸与業務に変更する等、いわゆる

措置状況

今後は、ブリヂストンの進出決定や ひびきコンテナターミナルの取扱量の 増加等により、当社の土地活用は一層 促進されるものと考える。

市とHCTとで事業継続の方法について協議検討した結果、市がHCTの資産をすべて買取り、7月1日から、ターミナルを直接運営することとし、HCTは資産を何も持たないターミナル施設管理会社として存続することが望ましいとの結論に至った。

よって、HCTの資産を買取るための予算を6月議会に上程している。

なお、資産の買取りの財源として、 港湾整備特別会計による起債を予定し ており、起債の償還は利用者(港運事 業者)からの使用料収入により行うこ ととしている。

議会の議決後、財産審査会を経て、 正式な購入額を決定し、その後、HC Tの株主総会による議決後、市とHC Tで仮契約を締結し、直近の議会に資

ひびきコンテナターミナル(株)の埠頭業への業態変更をひびきコンテナターミナル(株)と早急に、協議せざるを得ない状況になったと考える。

また、ひびきコンテナターミナル (株)においては、平成19年9月から、北九州市からの借入金の元金償還 も始まり平成19年度は116,81 8千円、平成20年度169,350 千円の償還金額が予定されているが、 現状元金返済の目処が立っていない状況である。

なお、ひびきコンテナターミナル (株)が貸付金返済の履行をしない場合は、北九州市は、担保権(ひびきある カーミナル(株)の施設でののであるガントリークレーン・管理棟等のの収 使ということになり、貸付金のの収 は大きな問題はないと考えるが、国の 無利子貸付金については、北九州市が 国に償還する義務を負い、予算の措置 が必要になってくる。

(イ) ひびきコンテナターミナル整備 及び運営事業実施協定により、北 九州市の施設としてフェーズ3の 建設の凍結について

(港湾空港局営業部物流振興課) 北九州市は、ひびきコンテナターミナル(株)との「ひびきコンテナター ミナル整備及び運営事業実施協定」に より、北九州市の施設としてフェーズ

措置状況

産の買取議案を付議する。

市は、HCTから資産を買取り、即日、HCTに支払った資産の売却代金からPFI貸付金の元利金、約35億円の一括償還を受け、国に対して、無利子貸付けの元金と特別転貸債の元利金、合計で22億円の一括繰上げ償還を行うことになる。

フェーズ3部分については、埠頭用 地としての土地造成を、隣接部分と合 わせて進めているところである。

しかし、フェーズ3の利用目的であ

措置状況

1から3(14,903百万円、資金 調達は特別会計で起債)まで整備する こととなっているが、フェーズ3(1, 力ず、新たな企業進出動向などに注視 539百万円)は、平成21年9月完 工予定に向けて地盤改良中であり、事 業費は平成18年度までに、既に44 9百万円支出されており、平成19年 度以降1,090百万円の支出が予定 されている。

現状のひびきコンテナターミナル (株)の経営状態を考えるとフェーズ 3の平成19年度以降1,090百万 円の支出は、凍結すべきと考える。

なお、北九州市においては、フェー ズ3を事業実施協定の対象エリアから 除外し、専用貸付ではない北九州市の 埠頭用地とし、新たな企業進出等に伴 うバンプール、上屋の整備など、ニー ズに応じた活用を図ることも検討して いるとのことであった。

るひびきコンテナターミナルのバンプ ールとしての整備については、当面行 し、企業進出に伴うバンプール、上屋 の整備など、ニーズに応じた活用を図 ることを検討していく。

(3)北九州市の出資団体について

監 結 査 の 果

措置状況

ア 財団法人西日本産業貿易コンベン ション協会

(ア)委託契約について

(財団法人西日本産業貿易コンベン ション協会)

委託契約について、特命契約又は複 数年(最大5年)入札となっているケ ースがあるが、西日本総合展示場関係

(株)北九州輸入促進センター(以 下「キプロ」という)が所有するAI Mビルと当協会が所有する西日本総合

A 展示場本館及び当協会が市から管理運部 営を受託している北九州国際会議場、州 北九州国際展示場の 4 施設の清掃業団 務、設備保守業務、警備の 3 業務につ数 いて、平成 1 9 年度は複数業者から見 積競争を行い、キプロとの共同により

一括契約を行った。

のビル管理・警備業務等に関しては A I M ビルの流通センターおよび共有部 分の管理運営主体である(株)北九州 輸入促進センター(北九州市の出資団 体)との協議により競争入札または数 社の見積を取っての随意契約とするこ とで、委託費の価格低減の可能性があ ると考えられる。

機器の保守業務等について、メーカー点検については安全性及び経費面を考えると特命契約となるが、その他の業者点検等は、複数業者からの見積競争又は入札とする。

措置状況

また、機器の保守業務等に関しては 少なくとも数社の見積を取って、業者 の業務水準を判断した上で随意契約と することも必要と考える。

> 清掃業務については、上記のとおり 19年度より4施設一括契約したとこ ろであるが、契約期間については、人 員採用計画、機械等の初期投資などを 勘案し、3年を目途とする。

コンベンション事業特別会計の清掃 業務についても、複数年(最大5年) 入札とするよりは、毎年数社の見積を 取っての随意契約とすることで委託費 の価格低減の可能性があると考えられ る。検討されたい。

(イ)建物の維持保全状況について

(財団法人西日本産業貿易コンベンション協会)

(財)西日本産業貿易コンベンション協会で所有する西日本総合展示場本館は築30年以上の建物である。今後も大地震が発生する可能性は否定できないと考えられるが、当施設では耐震調査が行なわれていない。

西日本総合展示場本館は(財)西日本産業貿易コンベンション協会のメイン施設であり今後も新たなコンベンションの企画、開催、誘致が検討されて

耐震調査については、平成19年度早急(8月まで)に実施する予定。

措置状況

いる。

そのため、今後も多数の利用者が見込まれるため、人命を守るためにも早急に耐震調査を行ない、必要であれば、建て替えもしくは耐震改造を行うべきである。

(ウ) <u>未回収債権の発生防止について</u> (財団法人西日本産業貿易コンベ ンション協会)

(財)西日本産業貿易コンに各種の 展示会を開催し、展示会が間間の 展示会を開催し、電気使用がの間に ののでは、 ののででででででででいる。 を得ている。のでででででででいる。 を得ている。のででででででいる。 を得ても未には、のでででいる。 を引いるでは、 を引いるでは、 を行っていない場合によるが、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでででででいるが、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででいるが、 ののでは、 ののでいないは、 ののでは、 ののでは、 ののでいないは、 ののでは、 ののでは

未回収債権の発生金額と調査コストとの費用対効果を考慮する必要はあるが、このような調査のほかに、) 別限までに出展料の徴収ができないも知用者については、申込後に速やかに、 当業の決算データ(売上高、営業利益、 付しない。) 民間調査会社を利用

当協会では、平成18年度の中途より、電話、文書による督促のみならず、現地に出向くなど本人との直接交渉を行った。更に支払いに応じない者については、裁判所による支払い命令を求め、また異議あるものについては裁判に持ち込むなど、現在、徹底した未収金の回収を行っている。

措置状況

する。などを導入することでも効果が 発現すると思われる。

しかしながら、債権回収ができていない利用者に対して内容証明郵便等を送付するだけでは、債権回収は容易ではない。まずは先方へ直接出向き、金額が少額な物は止むを得ないが、数十万円の未収もある。費用対効果を考慮し、相手先を訪問し、回収する努力が必要である。

(エ)<u>債権の貸倒れに伴う会計処理に</u><u>ついて</u>

(財団法人西日本産業貿易コンベンション協会)

(財)西日本産業貿易コンベンション協会は、回収困難であると認められる債権について、平成14年度に、時効期間経過による債権の法的消滅と、時効期間は経過していないものの協会が回収困難と判断した債権について貸倒償却を実施しているが、それ以降、当該処理を実施していない。

破産が確定した利用者に対する債権 や発生年月から1年超が経過して回収 がなされず、転居先が不明で連絡が取 れない利用者に対する債権について は、もはや回収可能性が著しく低いと 言わざるをえない。

したがって、決算時に、未収金の回 収可能性を慎重に検討し、最終的に回 平成18年度に未収金の調査を行った結果、破産・時効・所在不明等による回収不能となったものについては、 決算時に不能欠損処理を行う。

貸倒引当金については、平成18年度より徹底した未収金の発生防止策を講じていることから今後未収金は少なくなると予想されるため、貸倒引当金は考えていない。

監査の結果(意見)

措置状況

収可能性がないと判断された債権については、個別に貸倒見積額を算出し、 貸倒償却についての会計処理を実施することが必要であると考える。

また、このように貸倒実績が生じた 場合、過去の平均貸倒実績から将来の 貸倒れを見込んだ貸倒実績率を算定 し、決算時の債権残高に乗じることで、 貸倒引当金を算出し、将来の回収不能 見込額を債権残高から控除しておくこ とは望ましい会計処理といえる。

(オ)<u>満期保有目的債券の会計処理に</u> <u>ついて</u>

(財団法人西日本産業貿易コンベンション協会)

(財)西日本産業貿易コンベンショ ン協会で保有する国債は、債券金額よ り低い価額で取得したものが含まれ る。新公益法人会計基準によれば、当 該債券の取得価額と債券金額の差額は 償還期に至るまで毎期一定の方法で貸 借対照表価額に加減する償却原価法で 評価することになる。平成17年度は 旧公益法人会計基準が適用されるため 償却原価法は強制されていないが、計 算書類において経済的実態を適切に反 映させるとすれば、新公益法人会計基 準を早期適用し、償却原価法を適用す ることが望ましい。新会計基準を早期 適用し、過年度取得した債券につき償 却原価法による金利相当額を、定額法

新会計基準については、平成19年度の決算期に導入すべく現在準備中。

措置状況

により計算した場合には、平成17年度には3,771千円正味財産を増加させることとなる。

イ 財団法人北九州市都市整備公社

(ア)<u>指定管理者制度の導入に伴う経</u> 営改善の努力について

> (財団法人北九州市都市整備公 社)

平成15年以前においては、北九州市から市の出資法人等へ一旦業務を委託し、改めて民間業者へ再委託することが制度上求められていたが、平成15年に地方自治法が改正され指定管理者制度が導入されたことにより、北九州市が民間業者へ直接委ねることが可能となった。

また、平成17年度から指定管理者制度が先行導入された施設の評価結果より、民間業者による有料公園の管理は有効であることが確かめられた。(白野江植物公園)

でらに、平成18年度以降の指定管理者選考結果より、施設を管理する能力のある民間業者が(財)北九州市都市整備公社以外にも存在することが確かめられた。しかも、民間業者への委ねることにより相当額(49,684千円)の費用削減効果が得られることも確かめられた。(志井ファミリープール)

このように、北九州市の施設管理を

指定管理者制度が導入されるにあたり、公社としては、意見にあるように、これまでの管理方法や経営体制を踏襲していくだけでは十分でないことは承知していた。

平成18年度からのグリーンパーク 等有料公園の指定管理者として手を挙 げるにあたっては、組織のスリム化及 び市民サービス向上のための新たなイ ベント事業等の実施などを同時に実現 する計画を策定したところであり、そ の内容が評価されて指定管理者として 指定を受けたものと考えている。

なお、指定管理初年度(平成18年度)においては、4月・5月の天候不順等により、市外の主な有料公園では、前年度に比べ入園者数を落としている中、グリーンパークはバラフェア等の新たな企画により、入園者数の増加を達成することができ、収支においても良好な結果となる見込みである。

また、到津の森公園、山田緑地は、 他の有料公園同様、入園者数を落とし

民間に委ねることが可能となった現在、民間業者との競争下において、(財) 北九州市都市整備公社としては、これまでの管理方法や経営体制を踏襲していくだけでは十分ではない。より質の高い管理サービスをより効率的に提供できるように、経営改善を続けていかなくてはならない。

(イ) 管理施設における指名競争入札 による入札参加業者の選定につい て

> (財団法人北九州市都市整備公 社)

(財)北九州市都市整備公社における指名競争入札の選定基準としては、北九州市契約規則を準用している。あわせて委託予定場所の区に事務所の区業者の中から優先的に選定するがらの他を勘案しながら最いる。また、一定額以上の案件に行る。また、一定額以上の案件に行いる。 は、(財)北九州市都市整備公社に設置している。また、は、対の大川市都市整備公共において選定している。

入札結果の中には、数期間に亘り同一の業者が落札し続けるような状況も多数見られ、指名競争入札制度の有効性が疑われるため、指名競争入札結果の期間推移分析を実施し、1位不動の状況が検出された場合には競争参加業者を総入替する等の対策を講じるべき

措置状況

ているものの、経営努力により、収支 において問題ない結果になる見込みで ある。

以上は、上記計画を確実かつ適正に 実施した結果であると考えるが、今後 も、より質の高い管理サービスをより 効率的に提供できるように、経営改善 を続けていくものである。

管理施設における入札については、 業務内容に応じて可能な限り指名業者 の入替えを行うことした。

既に平成19年度の入札から指名業者の一部を入れ替えたうえで入札を実施している。

監 査 の 結 果(意見)	措置状況
である。また、最終的に5社程度選定	
する際の留意点を選定基準として明瞭	
に示すべきである。	
(ウ) 平成 1 7 年度志井ファミリープ	
ールの3委託契約について	
(財団法人北九州市都市整備公	
社)	
志井ファミリープールに関連して、	志井ファミリープールの管理受託業
場内監視・窓口等業務の委託契約、清	務は、平成17年度で終了している。
掃業務の委託契約、機械設備・水質管	
理業務の委託契約が締結されている。	
委託先については指名競争入札を実施	
しているが、いずれの委託契約につい	
ても数年にわたり落札業者が同一業者	
の状況が続いている。	
入札結果を見ると、価格差が僅少な	
状況で 1 位業者が不動であり、指名競	
争入札の形骸化が疑われる。入札参加	
業者の選定方法に指名競争入札の形骸	
化の一因があることが疑われるため、	
入札の実施方法について、このように	
1位不動の状況が検出された場合に	
は、例えば、競争参加業者を総入替を	
行なうなど、より競争性を高める対策	
を講じるべきである。	
(エ) <u>平成17年度志井ファミリープ</u>	
- ル広告等業務の委託契約につい	
<u>T</u>	
(財団法人北九州市都市整備公	
社)	

指名競争入札を実施しているが、落 志井ファミリープールの管理受託業

措置状況

札業者が同一業者の状況が続いている。入札に当たっては、まずポスターの品質に関してコンペを実施し、つぎに上位4社の中で最低価格を入札した業者と契約しているが、コンペで2位の業者が1位の業者よりもわずか1,200円は端数の上乗せ(4,721,200円)であり、入札の形骸化が疑われる。

わずか1,200円で評価の高い広告を行えるのであれば、コンペの結果が1位の業者を採用することがより合理的な判断ではなかったのかと考えられるため、たとえば、コンペ結果と入札結果の総合判断により決定する等、より合理的な選定方法を実施すべきである。

(オ) <u>響灘緑地有料区域内施設管理業</u> 務の委託契約について

> (財団法人北九州市都市整備公 社)

当委託業務は特命随意契約によって おり、競争を実施していない。特命随 意契約とした理由として、契約業した理由として、契約ました理由として、契約ました 「平成16年度に同業務を受託した 「平成16年度に同業務を受託した はあり、かつ業務に精通しているため、特命としたい。」というした とを挙げている。たしかに、保証施し はあったが、短期間しか業務を実施し 務は、平成17年度で終了している。

監査結果を踏まえ、平成19年度の 当該委託契約については、随意契約を 行わず競争入札を実施した。

以上より、当委託契約については、 特命随意契約による方法は根拠が十分 ではなく、競争入札によるべきである。 かりに、単年度契約による 委託先の交代が公園管理知識習得の 弊害となるのであれば、複数年契約(た とえば3年契約)を前提とした競争入 札を実施する等の改善策を検討すべき である。

(カ) <u>北九州市が民間業者へ直接委託</u> することについて

(建設局公園緑地部公園管理課)

(財)北九州市都市整備公社は、北 九州市より受託した事業の多くを民間 業者に対して再委託している。北九州 市は、(財)北九州市都市整備公社が一 般公園等の維持管理業務を一括して受 託するのは、(財)北九州市都市整備公 一般公園や街路樹の維持管理業務 は、それらを維持するために行う維持 管理計画策定や積算、起工、契約、監 督、検査等の一連の業務及び業者指導、 技術研究等である。

これらの公園業務は、本来市が行う

社が直営で管理するのか、さらに再委託するのかを、(財)北九州市都市整備公社の積み重ねた一般公園等の維持管理のノウハウにより判断することによって、北九州市の委託事務の軽減を図るためとしている。

本来、これらの業務についても、民 間業者を含んだ競争入札によって委託 すべきであるが、北九州市の見解とし ては、一般公園等の維持管理業務を一 括して民間業者に委託することは北九 州市の管理責任を放棄することに繋が りかねないので、(財)北九州市都市整 備公社に代行させているとのことであ った。確かに、現在(財)北九州市都 市整備公社が行なっている一般公園の 維持管理業務のうち、中長期的な管理 計画や業務施行の指導及び監督を含め た、全ての業務内容をそのまま民間業 者に委託するのでは管理責任の放棄に 繋がりかねない。そこで、中長期的な 管理計画や業務施行の指導及び監督に ついては、むしろ管理責任を果たす意 味からも北九州市が直接実施するべき であり、それ以外の維持管理業務を一 括して民間業者に委託することにすれ ば、北九州市の管理責任を放棄するこ とにはならないと思われる。

中期的には一般公園の維持管理業務 については、(財)北九州市都市整備公 社だけでなく、民間業者を含めた競争

措置状況

業務である。もともと市が直営で行っていたものを、業務集約や市組織のスリム化による効率化を図るため、都市整備公社に代行させていた。

包括外部監査の意見をふまえて、今 後の対応を検討する。

措置状況

入札を行なって委託業者を決定し、経 費の削減に努めるべきである。

また委託するにしても、中長期的な 管理計画や業務施行の指導および監督 などの業務については北九州市が直接 実施しなければならない。

(キ)<u>北九州市から(財)北九州市都</u> 市整備公社に対する委託料の価格 設定について

(建設局公園緑地部公園管理課)

(財)北九州市都市整備公社におけ る予算策定について、例えば、道路・ 公園等の樹木の剪定・除草業務であれ ば、費用の積算は作業員単価に作業面 積および年間作業回数を乗じて計算さ れる。計算時の作業員単価には北九州 市の定めた作業員単価を使用し、作業 面積は北九州市各関係部署から依頼を 受けた面積を使用しているため、(財) 北九州市都市整備公社にとって、作業 員単価と作業面積は所与のものとなっ ている。特に、近年において、道路整 備が進むことに伴い作業面積は増加す る一途であるが、北九州市から委託予 算が削減されるため、(財)北九州市都 市整備公社としては、作業員単価と作 業面積が所与である以上、同一箇所に おける年間作業回数を減らす等により 実行予算を策定している。同一箇所に おける年間作業回数の減少等は、前年 度に比較すれば、より美観が損なわれ

市の代行業務を都市整備公社へ委託 するにあたっては、十分な検討をした 後に、予算の範囲内で委託契約を締結 している。

また、実施途中の作業内容の変更等については、サービス内容の低下をきたさないように適宜、公社と協議を行って精査するなど、市は常に把握をしている。なお、委託料の予定価格算出のための積算については、その資料を添付し改善を行っている。

措置状況

ることになるものと思われるが、北九 州市は、年間作業回数が減少すること が適切か等の予算額の妥当性について 十分な検討ができていないといえる。

(ク) <u>折尾駅前再開発ビル"オリオン</u> プラザ"の敷金について

(建設局総務部総務課、財団法人 北九州市都市整備公社)

 オリオンプラザは、昭和59年、市施行による再開発事業により開業したビルであり、折尾駅前地区の振興に寄与する商業ビルとして、区分所有者と区分使用者間における賃貸借関係の円滑な成立を目的として、当初より、公的機関として北九州市都市整備公社が関わってきた。

平成16年、当初の賃貸借契約が終了し、新たな賃貸借契約が締結されるときにおいても、上記経緯から、北九

措置状況

おいても、旧契約の敷金の一部をもっ て新契約の敷金とする契約のため、区 分使用者と北九州市からの強い要請に より、(財)北九州市都市整備公社は契 約当事者でないにもかかわらず、新契 約の敷金関係において区分所有者と区 分使用者の間に立たされている状況に ある。賃貸借契約関係の当事者でない (財)北九州市都市整備公社が、その 敷金関係において、当該賃貸借契約が 解消されるまで引き続き区分所有者と 区分使用者の間に立つことは、(財)北 九州市都市整備公社にリスクだけを負 わせ、非常に不安定な立場を強いてい る。(財)北九州市都市整備公社が新契 約関係から離れることができるよう(財)北九州市都市整備公社としても何 らかの対応をとるべきであるが、本来、 北九州市がリーダーシップをとって関 係者に働きかけるべきである。

州市都市整備公社が、新旧契約の敷金 差額の返還と、今回の監査指摘にある 敷金関係に現在も関わっているところ である。

市としては、監査意見を重く受け止め、今後テナントに対し公社関与の解消について協議し、理解を求めていく。

ウ 財団法人九州ヒューマンメディア 創造センター

(ア) <u>(財) 九州ヒューマンメディア</u> <u>創造センターの東京連絡事務所に</u> <u>ついて</u>

> (財団法人九州ヒューマンメディ ア創造センター)

(財)九州ヒューマンメディア創造センターの東京連絡事務所(有楽町電気ビルヂング・48.76㎡)は、北九州市の外郭団体の東京連絡事務所と

東京連絡事務所の存在を積極的に広報し、一層の有効活用を図るため、平成19年4月に財団のホームページ並びに財団のパンフレットに東京連絡事

務所の所在地及び連絡先等を明記し た。

措置状況

しては唯一のものであるが、(財)九州 ヒューマンメディア創造センターのホ ームページ・パンフレットに一切掲載 されていない。首都圏における財団の 情報交換等の活動拠点ということであ れば、東京連絡事務所の存在について、 積極的に広報すべきと考える。

また、東京連絡事務所の有効活用、 経費節減等のための対策等について は、今後検討していく。

また、東京連絡事務所の利用は、週 3日程度で経費負担は年間約8~9百 万円程度であり、効率性、有効性、経 済性の観点からも北九州市の他の外郭 団体の利用あるいは、賃借料低減のた めの東京連絡事務所移転を検討すべき と考える。

(イ)旅費規程改訂について

(財団法人九州ヒューマンメディ ア創造センター)

理事長の旅費規程の改訂について、 何書等がないまま日当の廃止が行われ ているが、理事長の旅費規程改訂につ いても透明性の観点からも何書等を作 成すべきと考える。 日当廃止についての伺書を作成した。

(ウ)監事の監査報告書について

(財団法人九州ヒューマンメディア創造センター)

平成17年度の(財)九州ヒューマンメディア創造センターの監事の監査報告書には、業務監査について明確に記載されておらず、業務監査について、監査の方法および監査の結果にそれぞれ明確に、記載することが望ましいと

平成18年度の監査報告書において、業務監査についても明記した。

監査の結果(意見)	措置状況
考える。	
(エ)九州ヒューマンメディア創造セ	
<u>ンタービル総合管理業務委託契約</u>	
<u>について</u>	
(財団法人九州ヒューマンメディ	
ア創造センター)	
ビル総合管理業務委託契約について	特命随意契約を見直す方向で、他類
は、平成11年度から現在に至るまで、	似施設の実施状況、実施方法などを調
1 社に対する特命随意契約が行われて	査しながら、検討していく。
いるが、業務内容からは妥当ではなく、	
その結果、委託金額も7年間でわずか	
157千円減少したにすぎず、一般競	
争入札を行い費用削減を図る事が、望	
ましいと考える。	
(オ) <u>(財)九州ヒューマンメディア</u>	
創造センター会計処理規則の契約	
<u>条項について</u>	
(財団法人九州ヒューマンメディ	
ア創造センター)	
(財)九州ヒューマンメディア創造	理事長が契約方法を定めた規程を整
センター会計処理規則の第24条(契	備した。
約)には、「契約方法については、別に	
理事長が定める」とあるが、現状、別	
に理事長は契約方法を定めておらず、	
「北九州市契約規則」に従っている。	
よって、(財)九州ヒューマンメディ	
ア創造センター会計処理規則の第24	
条(契約)に、「契約方法については、	
北九州市契約規則の規定を準用」と変	

更すべきと考える。

(カ) 北九州市からの(財)九州ヒュ

措置状況

<u>ーマンメディア創造センター管理</u> 運営事業の補助金について

(産業学術振興局新産業部新産業 振興課)

(財)九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事業の補助金における積算資料である管理運営費一覧と実績の乖離について、管理運営事業の支出が減少しているにもかかわらず、補助金の金額が減少されていない。

なお、北九州市は補助申請時におけ る事業内容が変更になった時点で相 談・報告等を受けており、いずれの変 更も事業目的に沿ったものであり適正 と判断したとしている。しかし、管理 運営事業の支出の減少の原因は、当初 予定人員の減少および予定事業の減少 並びに経営効率化によるものであり、 全て財団の努力によるものではないと 考えられ、管理運営事業の支出が縮小 したにもかかわらず、北九州市の補助 金額が変わらないとすれば、無駄な支 出等が行われる可能性もあり、北九州 市が補助金として執行した当初の管理 運営費一覧と補助金対象の実績を詳細 に、比較検討し、実績時点において、 北九州市からの補助金の増減金額を決 定すべきと考える。

(キ) (財) 九州ヒューマンメディア創造センターの法人税の申告について

意見の内容に沿って、補助金の実績報告について精査し、適切な補助金額の確定等に努めている。

措置状況

(財団法人九州ヒューマンメディア創造センター)

平成17年度法人税の申告において、補助金収入を全額、収益事業ではなく、公益事業に計上しているが、補助金収入を全額、公益事業に計上する根拠を明確にする必要があると考える。

また、(財)九州ヒューマンメディア 創造センターの収益事業の種別は、請 負事業と認識しているが、不動産賃貸 業に該当する可能性があり、再度、収 益事業の種別を検討すべきと考える。 平成18年度の法人税の申告において、補助金収入は全額収益事業とした。 また、収益事業の種別については、

不動産賃貸業に該当する場合、法人税 法上の「特定法人」に該当することに より、収益事業から除外されることか ら、当該該当部分についてそのように 処理した。

(ク)<u>修繕積立金について</u>

(財団法人九州ヒューマンメディ ア創造センター)

(財)九州ヒューマンメディア創造 センターのビルの修繕積立金の計上は 妥当と考えるが、計上根拠が必要であ り、計上根拠がない場合は、修繕積立 金の取崩が必要と考える。よって、修 繕積立金の計上根拠を明確にする必要 があると考える。 修繕積立金の計上根拠を定めて明確 にした。

(ケ)<u>固定資産の管理方法および規程</u> について

(財団法人九州ヒューマンメディア創造センター)

当法人の各規程を閲覧した結果、固 定資産や物品の検査・照合に関する規 程が存在しなかった。現在、当法人で は固定資産に関しては耐用年数1年以 意見の内容に沿って、固定資産及び物品の検査・照合に関する規程を定め、 定期的な検査・照合を実施し、その結 果を報告書にまとめて、責任者へ提出

措置状況

上かつ取得価額50万円以上のものを 固定資産台帳、物品に関しては取得価額1万円以上のものを物品管理台帳で 管理しているが、定期的に各台帳と現 物の検査・照合を行わなければ、盗難 や紛失の事実が発見されないおそれが ある。

そこで、固定資産および物品に関して、相互牽制を考慮した検査・照合に関する規程を定め、定期的な検査・照合を実施し、その結果を報告書にまとめて、責任者へ提出する必要がある。

- 工 財団法人北九州市芸術文化振興財 団
- (ア) <u>評議員および評議員会の設置の</u><u>件</u>

(財団法人北九州市芸術文化振興 財団)

財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすい。そこで理した。 民法上規定はないが、財団法人に理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適し、業務執行の公正、法人で評議員及び評議員を設置する必要があると考える。

現行の(財)北九州市芸術文化振興財団の寄付行為においては、第16条第1項に理事長は市長が選任する。第2項では理事及び監事は、北九州市長

する仕組みを整える。

「一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律(平成18年6月2日制 定:平成20年度施行予定)」におい て、評議員及び評議員会は、財団法人 の必須機関とされており、今後、新公 益法人制度に対応した組織体制の整備 を行う中で対応していきたい。

措置状況

の推薦により、理事長が任命するとなって**い**る。

確かに、(財)北九州市芸術文化振興財団においては、事業運営上の独断専行が起こりうる可能性は少ないと考えるが、公益法人の設立趣旨からも評議員及び評議員会の設置が望ましいと考える。

(イ)外部監査導入の要請について

(財団法人北九州市芸術文化振興財団)

外部監査の効果は、第三者からの批判に耐えうる開示レベルが確保され、適切な管理体制の構築により、不正・誤謬が防止される点であり、早い時期での外部監査の導入が望まれる。

(ウ) 監事の監査報告書について

(財団法人北九州市芸術文化振興財団)

新公益制度における公益財団法人を 目指す一環として、平成19年度より、 公認会計士による外部監査を実施する 予定である。

措置状況

平成17年度の(財)北九州市芸術文化振興財団の監事の監査報告書には、業務監査について明確に記載されておらず、業務監査について、監査の方法および監査の結果に、それぞれ明確に記載することが望ましいと考える。

平成19年度に行う「平成18年度 決算監査」より、業務監査についても 明記する予定である。

(エ)<u>労働保険料の会計処理について</u> (財団法人北九州市芸術文化振興 財団)

平成17年度(財)北九州市芸術文化振興財団の決算書では、労働保険料は、事業支出の共済費と雑収入(労働保険料(2,264千円))の科目で両建て計上されているが、労働保険料にかかわる共済費は、(財)北九州市芸術文化振興財団が負担する支出金額のみが、計上されるべきと考える。

よって、平成17年度(財)北九州市芸術文化振興財団の決算書の収入と支出が、労働保険料(2,264千円)の金額分が過大計上されていることになる。

平成19年度4月分の労働保険料より、「雑収入科目での経理処理から預かり金科目での経理処理」に改め、適正に行っている。

(オ)<u>(財)北九州市芸術文化振興財</u> 団財務会計規程第63条(決算書 類)について

(財団法人北九州市芸術文化振興財団)

(財)北九州市芸術文化振興財団財務会計規程第63条(決算書類)に、 正味財産増減計算書を追加し、剰余金 (財)北九州市芸術文化振興財団財務会計規程第63条(決算書類)第6号で規定する「剰余金処分計算書又は

措置状況

処分計算書又は欠損金処理計算書を削除すべきと考える。

欠損金処理計算書」を削除し、「正味 財産増減計算書」を追加する規定改正 を行い、平成19年4月1日より施行 している。

(カ) (財) 北九州市芸術文化振興財 団の埋蔵文化財センター総合管理 業務委託について

(財団法人北九州市芸術文化振興財団)

(財)北九州市芸術文化振興財団は、 埋蔵文化財センター総合管理委託業務 の予定価格を伺書(9,319千円) で決定したにもかかわらず、埋蔵文化 財センター総合管理業務の委託金額を 3回目の見積金額11,760千円で 決定し、契約している。

本来的には、予定価格以下で決定されるべきだったと考えるが、予定価格以上で決定した経緯、理由の判明する資料は存在していなかった。少なくとも予定価格以上で決まった経緯、理由の記載の伺書は必要と考える。

(キ) <u>北九州市からの委託業務につい</u>て

(経済文化局文化国際部文化振興 課)

北九州芸術劇場管理運営業務指定管理契約および北九州市文化振興事業業務委託契約において、契約時点における概算金額と確定金額の乖離率が、それぞれ約10%と約18%である。乖

今回の顛末を整理して、記録を残し た。

人件費については、優秀な人材が必要であり、適切な人材がいれば早急に確保する必要があるため、その財源を確保する必要がある。

光熱水費、共益費についてはリバー

離の主な要因は、人件費と劇場維持管理費の共益費と光熱水道費である。

また、概算金額より確定金額が少ない場合、費目によっては、無駄な支出が、発生する可能性も否定できない。

したがって、契約時に、より詳細な費目ごとの検討を実施していれば、このような乖離は考えられず、また、無駄な支出の可能性も抑制される訳であるから、契約時に、より詳細な費目ごとの検討が必要と考える。

(ク) <u>北九州市からの補助金について</u>(経済文化局文化国際部文化振興 課)

文化振興特別会計にかかわる北九州 市の補助金であるが、概算金額と確定 金額の乖離率が約19%程度になった のは、予算編成時には、実施が予定さ れていた公演の一部が、製作取り止め、

措置状況

ウォーク管理組合の一体管理であるため、組合から徴した見積りを基に契約している。しかし、当該施設は大規模施設であり電力自由化や施設の利用率、天候などにより変動する可能性がある。

そのような中で概算払時の検証について、どこまで可能なのか今後検討していきたい。

事業の財源である外部資金の額及び 公演中止による不用額の発生は当該年 度にならないと予測困難な要素を持っ ている。また、チケットの売上げ増や 公演料の引き下げは財団の努力の結果

措置状況

あるいは、出演者のスケジュールの都合等の諸事情により中止となったことおよび公演料等が安価になったこと、さらに予想以上のチケット売上があったことにより、収支差額の結果、北九州市からの補助金の不用が生じたのである。

しかしながら、概算金額と確定金額 の乖離率が、約19%と大幅である。

また、概算金額より確定金額が少なく、確定後、北九州市に返還されるから問題ないと言えるのだろうか。概算金額より確定金額が少ない場合は、無駄な支出の可能性を否定できないと考える。

よって、補助金の概算払時の検証を より詳細に行うべきと考える。

(ケ) <u>北九州芸術劇場および各種事業</u> の広報に関する業務の新聞広告に ついて

> (財団法人北九州市芸術文化振興 財団)

新聞広告については、A新聞、1社の新聞広告が飛び抜けており、B新聞にいたっては、ほとんど0に等しい状況である。なお、B新聞については、平成17年度まで新聞広告料金が折り合わずに、出稿を見合わせたためであったとの説明を(財)北九州市芸術文化振興財団より受けた。

北九州市内の3大新聞およびD新聞

であると捉えている。そのような中で 概算払時の検証について、どこまで可 能なのか今後の検討課題としたい。

現在の状況は、・A新聞はフリースポット広告を毎週半5段以上出稿・B新聞は朝刊半5段を4回毎月出稿・C新聞は朝刊半5段を2回、夕刊半5段を1回毎月出稿・D新聞は福岡エリアでの発行部数が多いため、作品を選定して不定期に出稿、等各新聞社に広告出稿を行っている。

の販売部数をみるとC新聞、A新聞、B新聞そして、D新聞と続いており、必ずしもA新聞が、北九州市内に圧倒的なシェアを占めるものではない。

また、北九州芸術劇場評価のために、 委託しているニッセイ基礎研究所の報 告書に記載されている各新聞社の記事 の件数についても地域新聞であるD新 聞を除き、A新聞が、突出しているわ けでもない。

確かに(財)北九州市芸術文化振興 財団の見解のように、必ずしも販売部 数およびニッセイ基礎研究所の報告書 に記載されている各新聞社の記事の件 数は、観客動員にリンクしないという ことも理解できるが、A新聞が3大新聞の内で、際だって、販売部数および 掲載記事の件数が多いとは言えないことも明らかである。

したがって、宣伝予算枠を考慮した 劇場の宣伝戦略として、A新聞に新聞 広告を集中することは、合理的と言え るのだろうか疑問である。

よって、A新聞に集中して新聞広告する具体的な理由が見出せなければ、販売部数および地域性を考慮して、各新聞社に新聞広告を出すべきと考える。但し、新聞広告料金が、他社と比較して折り合わない場合は、出稿を見わせることもいたしかたないと考える。

(コ) <u>北九州芸術劇場および各種事業</u>の広報に関する業務の「ステージ通信Q」について

監

(財団法人北九州市芸術文化振興 財団)

「ステージ通信Q」という北九州芸 術劇場および響ホールの興行を紹介す る印刷物の発行業務であり、年4回、 1回当たり約3万部、内訳は、劇場主 催公演時チラシはさみ込みに1万部、 市および関係施設に約6千部、チケットクラブ会員約3千部等配布されてい る。

発行調査を実施することは、情報誌の効率的な運用において重要なことはではあるが、対象調査先の件数・選定と準が、区役所・市民センター・文化いなール等の299件と明確に区役所・市民センターは、同一サンプルとして2~3箇所のみ選定というような合理的な選定をすべきであったと考える。

また、「ステージ通信Q」は、劇場主催公演時チラシはさみ込みで1万部を配布(約35%の配布部数を占める)しているが、配布することが、どれだけの効果があるのか、調査されていない。

さらに、アンケートの内容にしても 数量的な有無を確認する形式的なもの ではなく、配布先の担当者に「ステー 「ステージ通信Q」については、劇場における重要な広報・営業ツールであり、また、公演情報の提供だけでなく、劇場の3コンセプトに基づく各種事業や芸術文化の楽しみ方なども掲載しており、当財団の広報ツールとしても重要な役割を担っている。

より多くの人に公演情報や劇場の活動状況をPRしていくためにも、幅広く配布を行う必要があり、基本的には発行部数を減らす考えはない。ただし、今年度は、市民センター分の配布部数の減少を踏まえ、若干削減する予定である。

また、内容に関しては、配布部数調査とは別に、17年度に読者アンケートを行い、読者の意見を踏まえ、18年度にリニューアルを行ったばかりである。

次回の見直しの際には、選定基準・ 調査内容について、より精度の高いア ンケート調査となるよう検討を行い、 効果的な配布につなげていく。

措置状況

ジ通信Q」が、本当に必要なのか、また「ステージ通信Q」の内容についてのアンケートが必要であったと考える。

以上のように、現在の発行部数約3 万部が本当に必要なのか疑問であり、 発行調査・アンケート調査といえるような選定基準・調査内容で実施し、必 要な発行部数を改めて決定すべきであると考える。

(サ)<u>文化情報誌の発行に関する業務</u> について

(財団法人北九州市芸術文化振興 財団)

文化情報誌「かるかる」は、北九州 市の全市的な興行を紹介する芸術文化 情報マガジンで、毎月1回約1万部発 行され、主に市の施設に配布されてい る。

「かるかる」という文化情報誌があれば、北九州市の興行が、全てわかり 便利であるが、掲載内容は(財)北小川市芸術文化振興財団のホームペート 明市芸術文化振興財団のホーム場は、一日 を持ている。は、けいるのであれば、北九の施設であれば、北九州市 民にも紹介されている。しかも配州 大が主に市の施設であれば、北九のの 大にとって、文化情報誌「かるかである。

よって、情報誌「かるかる」の発行

文化情報誌「かるかる」については、 市と協議の結果、下記の理由により、 当面は「かるかる」の発行を継続する こととなった。

市政だよりの限界

北九州市が関係していない催しは 掲載できない。また、掲載スペー スに限りがあり、希望する情報全 ては掲載できないこと。

ホームページの限界

パソコンを所有しない市民や、操作を苦手とする市民もいる。また、全ての施設にホームページへの情報掲示をすることは難しいこと。

一覧性

「かるかる」は、各施設に個々に アクセスすることなく、分野別情

監査の結果

措置状況

の必要性および配布先の検討が必要であると考える。

報を一覧で把握でき、利便性が高 いこと。

情報提供機能

芸術劇場は市の拠点文化施設として芸術文化情報の収集・提供機能を有しており、市内各施設の芸術文化情報をより多く収集する必要があること。

なお、配布先や配布部数については、 一層効果的効率的に活用されるよう検 討を行う。

(シ) ニッセイ基礎研究所の北九州芸 術劇場事業評価調査「報告書」の 発行時期について

> (財団法人北九州市芸術文化振興 財団)

(財)北九州市芸術文化振興財団は、 北九州芸術劇場評価のために、ニッセ イ基礎研究所に北九州芸術劇場事業評 価調査「報告書」を2003年度から 委託している。

「報告書」の内容は、十分に活用できるものであるが、「報告書」の発行時期が11月1日にもかかわらず、3月31日となっている。今後は、実際の発行時期を記載すべきと考える。

次回発行分からは、実際の発行時期を記載する。